

令和5年度第2回歯科保健医療推進協議会

資料1

第8次神奈川県保健医療計画について

神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療課

令和6年2月14日

- 県では今年度中に「第8次保健医療計画」（以下「第8次計画」）を策定することとしており、令和5年8月3日開催の第1回協議会において「第8次計画の骨子案」についてご協議いただいた。
- その後、令和5年12月11日付で委員の皆様へ「第8次計画の素案」について意見照会を行った。あわせてパブリックコメントを実施し、県民等からもご意見を伺った。
- 本日は、委員の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、「第8次計画(案)」を策定したことから、その内容についてご協議いただきたい。

○ 第8次神奈川県保健医療計画について

ア 前回の協議会の振り返り

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

ウ 第8次保健医療計画（案）

ア 前回の協議会の振り返り

歯科保健医療推進協議会における検討

【参考】令和5年8月3日開催
第1回神奈川県歯科保健医療推進協議会資料

<協議の場の整理>

分野	協議の場
がん	がん対策推進審議会
脳卒中	循環器病対策推進協議会
糖尿病	糖尿病医療連携検討部会
精神医療	精神保健福祉審議会
災害医療	災害医療対策会議
新興感染症	感染症対策協議会
在宅医療	在宅医療対策推進協議会
医療人材の確保	医療対策協議会
歯科保健対策※	歯科保健医療推進協議会
歯科医療機関の役割	歯科保健医療推進協議会
かかりつけ歯科医の普及	歯科保健医療推進協議会

Kanagawa Prefectural Government

※歯および口腔の健康づくり推進計画と合わせて検討

★当協議会で協議する項目について整理させていただいた。

★ただし、それ以外の項目についても委員から意見を聴取し、いただいたご意見を各分野の所管課へ伝えることとした。

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

- 令和5年12月11日付けで、第8次計画（素案）について委員の皆様にご意見を伺いました。
- あわせて、令和5年12月20日～令和6年1月19日の期間で、県民意見反映手続き（パブリックコメント）を実施しました。
- 意見照会およびパブリックコメントでいただいたご意見と、その反映結果については、次のとおり。

【意見照会・パブリックコメントの実施結果】

○いただいたご意見の数：

第8次計画全体：97件 / うち歯科保健医療に関するご意見の数：41件

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

【意見照会・パブリックコメントの反映状況】

○歯科保健医療に関するご意見の数：41件

- ・ 計画案に反映したもの：A → 16件
- ・ すでに取り組んでいるもの／計画案に記載のあるもの：B → 16件
- ・ 今後の施策運営の参考とするもの：C → 9件
- ・ 反映できないもの：D → 0件
- ・ その他（感想や意見など）：E → 0件

【計画の整理における考え方】

○保健医療計画は、多岐にわたる分野を総合的にまとめた計画であることから、詳細な記載・表現には限界があります。

○そのため、個別計画を策定している分野については、詳細な記載を個別計画にゆだねるなどの整理を図っています。

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

	区別	県の回答案
<p>1</p> <p>【災害医療】 災害時に関する具体的な市町村と保健福祉事務所を入れた訓練の実施と避難所での医療、災害関連死を抑制するための施策がない。<u>避難所での感染対策を講じた上での口腔ケアは重要である。</u></p>	C	<p>災害時の歯科医療・口腔ケアについては、保健医療計画上の記載はないものの、<u>個別計画である保健医療救護計画に記載</u>しています。</p> <p>いただいたご意見については今後の施策運営の参考とさせていただきます。</p>
<p>2</p> <p>【災害医療】 避難所での医療提供体制は保健福祉事務所の管轄なので記述が必要であるが項目がない。 具体的には、<u>以下の記載が必要ではないか。</u> 「感染に留意した避難所での医療提供体制の構築を早期に地域行政と関係医療団体等と調整を図る。避難所における災害関連死の大きな一因である肺炎予防のために口腔ケアの実施を県および地域歯科医師会と連携する。また、多数遺体の鑑別についての県警察と県および地域歯科医師会との協力にて実施する。」</p>	C	<p>災害時の歯科医療・口腔ケアについては、保健医療計画上の記載はないものの、<u>個別計画である保健医療救護計画に記載</u>しています。</p> <p>いただいたご意見については今後の施策運営の参考とさせていただきます。</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

	いただいた意見	区分	県の回答案
3	<p>【小児医療】 「2 施策の方向性(3)小児在宅医療(医療的ケア児)への支援」に以下の記載をお願いしたい。 ○ 県は、医療的ケア児とご家族が地域で安心して療養できるよう、県周産期救急医療システム受入病院、地域の医療機関、在宅医療機関、訪問看護、<u>地域の歯科医療機関</u>、訪問歯科等における連携体制の強化及び人材養成を進めます。</p>	A	<p>医療的ケア児等が地域で安心して療養するためには、「訪問歯科」だけでなく、「<u>地域の歯科医療機関</u>」との連携も重要であることから、<u>ご意見のとおりに追記しました。</u></p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P21</p>
4	<p>【がん】 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の内容に従った、<u>がん等周術期医科歯科連携を進める施策の記述がない</u></p>	A	<p><u>ご意見については、「2 施策の方向性」に反映しました。</u></p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P30</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

	区分	県の回答案
<p>5</p> <p>【脳卒中】 脳卒中後には口腔や嚥下麻痺が残る事が多い事から誤嚥性肺炎を予防するために早期から在宅に至るまで専門的な口腔ケアを実施すべきであり、在宅歯科医療地域連携室と連携するなど、退院時にも切れ目のない実施を促進する。</p>	B	<p>ご意見については、「(2)課題ア 脳卒中の未病改善」に、脳卒中の後遺症による口腔機能の低下に対する<u>早期の摂食・嚥下リハビリテーションの必要性</u>を記載しています。</p> <p>なお、<u>関連計画である「神奈川県循環器病対策推進計画」</u>において摂食嚥下障害に係る人材育成研修支援の取組を記載しています。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P36</p>
<p>6</p> <p>【脳卒中】 脳梗塞を引き起こす血管内プラークは歯周病原菌との関連があるといわれており、歯周病菌のコントロールは重要である。<u>罹患したあとの摂食リハビリにも口腔機能管理、訓練は重要である。</u></p>	B	<p>ご意見については、「(2)課題ア 脳卒中の未病改善」に、生活習慣の改善のほか、<u>摂食・嚥下リハビリテーションの実施等の必要性</u>を記載しています。</p> <p>なお、<u>関連計画である「神奈川県循環器病対策推進計画」</u>において摂食嚥下障害に係る人材育成研修支援の取組を記載しています。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P36</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>7</p> <p>【心筋梗塞等の心血管疾患】 歯周病を罹患させる細菌が心血管プラークの形成に関与すると言われていたため歯周病菌のコントロールは重要であり、禁煙は重要である。<u>啓発を促す必要がある。</u></p>	B	<p>ご意見については、「(2)課題ア 心血管疾患の未病改善」に、<u>喫煙防止の啓発について記載</u>しています。 また、<u>歯周病の予防と治療の重要性</u>についても<u>計画に記載</u>しています。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P36・43</p>
<p>8</p> <p>【糖尿病】 (2)糖尿病の予防 <u>総論、生活習慣のところに、歯周病との関連性が明記されてない。</u> 医科歯科連携の文言が具体的に書かれていない。</p>	A	<p>ご意見については、「(2)ア総論及びイ生活習慣」に<u>反映</u>しました。 なお、医科歯科連携については、計画の「<u>かながわ糖尿病未病改善プログラム(神奈川県糖尿病対策推進プログラム)</u>」にて医科と歯科が連携した具体的な取組として実施しています。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P50・51・62</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

9

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【精神疾患】 2施策の方向性 (2)適切な医療への早期アクセス エ 精神科救急を含めた精神医療体制による早期治療、早期退院の仕組みづくりに以下の記載をお願いしたい。</p> <p>○ <u>うつ病や認知症等の精神疾患</u>について、発症の初期段階にかかりつけ医、かかりつけ歯科医を受診した際に、適切に精神科医療につなげられるよう、<u>県では医師会、歯科医師会等と連携しながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を対象としたうつ病対応力向上研修や認知症対応力向上研修を実施していきます。</u></p>	A	<p>ご意見については、2(2)エに反映しました。 (認知症対応力向上研修については、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等に対して実施しています。)</p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P78</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

	いただいた意見	区分	県の回答案
10	<p>【未病を改善する取組の推進】 「施策の方向性」に以下の記載をお願いしたい。 ○<u>オーラルフレイル対策は未病改善の3つの取組の一つである食(栄養・オーラルフレイル)に含まれ、重症化すると低栄養、サルコペニア、フレイル重症化となり、最終的には第四期の食べる機能障害、要介護となり不可逆となってしまうため、可逆性のある第三期前の対策が重要となります。</u></p>	A	<p><u>ご意見については、「未病を改善する取組の推進」にオーラルフレイル対策について記載しました</u></p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P85</p>
11	<p>【未病を改善する取組の推進】 高齢者の未病対策における<u>オーラルフレイルの予防、改善は重要であるため、県民に広く周知すべきである。</u>県および地域の歯科医師会と協力し、歯科医療機関での健診や治療を推進させる必要がある。</p>	A	<p><u>関係機関及び関係団体と連携し、オーラルフレイル対策に必要な情報の普及啓発を行うことを記載させていただきました。</u> 詳細な内容は「<u>第2部第3章第3節歯科保健対策</u>」に記載しています</p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P87</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

12

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【未病を改善する取組の推進】 (1)ライフステージに応じた未病対策 ア.子どもの未病対策 1. 現状と課題に追加をお願いしたい。</p> <p>○<u>子どもの食は成長発育に欠かせないものです。それには健全な口腔機能の獲得が必要ですが、口腔機能発達不全症の子どもも見られ、将来的にオーラルフレイルになるリスクが大きくなります。</u></p> <p>○<u>貧困肥満が社会問題となっていますが、栄養価高い食事がとれず、安価な低栄養高カロリーの加工食品を摂取することから生活習慣病のリスク大が大きくなり、ネグレクトなどの虐待のリスクも大きくなります。</u></p> <p>○<u>学校歯科健診のむし歯診断のC0は正しい食生活習慣、フッ化物応用で、健全な歯に戻ることができることから未病の概念とリンクします。放置するとむし歯が重症化し、歯の喪失リスクが大きくなります。</u></p>	<p>A</p>	<p style="text-align: right;">⇒ 別冊P91</p> <p>○ <u>口腔機能の獲得に係る記載については、「第2部第3章第3節歯科保健対策」に記載しています。</u></p> <p>○ <u>貧困家庭を含む子ども及び保護者からの栄養相談への対応や、バランスの良い食事の重要性の普及啓発等に取り組んでいるところですが、御意見のとおり、子どもの頃からの安価な加工食品の大量摂取や、食事内容の偏り等による肥満は将来にも影響する課題のため、より効果的な普及啓発内容の検討など、今後の施策運営に当たり参考とさせていただきます。</u></p> <p>○ <u>むし歯や歯周病は、生活習慣に密接に関係し、子どもの頃から望ましい歯科保健行動を生活習慣として身につけることの重要性について、「第2部第3章第3節歯科保健対策」に記載しました。</u></p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P90</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【未病を改善する取組の推進】</p> <p>(1)ライフステージに応じた未病対策に、以下の記載をお願いしたい。</p> <p>○子どもの食は成長発育に欠かせないものです。それには<u>健全な口腔機能の獲得が必要です</u>。県の健口かながわ5か条、噛ミング30、健口体操を普及啓発しつつ、口腔機能発達不全症が疑われる場合は、<u>歯科受診する必要があります</u>。</p> <p>○<u>貧困肥満</u>の子ども達は、栄養価高い食事がとれず、安価な低栄養高カロリーの加工食品を摂取することから生活習慣病のリスク大が大きくなることから、子ども食堂の推進等の支援をしていきます。<u>貧困から十分な食事が摂取できずネグレクトのリスクが大きくなることから、歯科医師等は歯科検診等を通して(歯及び口腔の健康づくり推進条例の第6条2:歯科医師等の責務)、ネグレクトなど早期発見に努めます</u>。</p> <p>○<u>学校歯科健診</u>のむし歯診断のC0は正しい食生活習慣、フッ化物応用で、健全な歯に戻ることができることから未病の概念とリンクします。<u>放置するとむし歯が重症化し、歯の喪失リスクが大きくなります</u>。正しい食生活習慣とフッ化物応用で、う蝕の重症化による歯の喪失が防止され、オーラルフレイルや認知症が予防できます。</p>	<p>A</p>	<p>○ <u>口腔機能の獲得に係る記載については、「第2部第3章第3節歯科保健対策」に記載しています。</u> ⇒ 別冊P91</p> <p>○ <u>貧困家庭を含む子ども及び保護者からの栄養相談への対応や、バランスの良い食事の重要性の普及啓発等に取り組んでいるところですが、御意見のとおり、子どもの頃からの安価な加工食品の大量摂取や、食事内容の偏り等による肥満は将来にも影響する課題のため、より効果的な普及啓発内容の検討など、今後の施策運営に当たり参考とさせていただきます。</u> ⇒ 別冊P90</p> <p>○ <u>むし歯や歯周病は、生活習慣に密接に関係し、こどもの頃から望ましい歯科保健行動を生活習慣として身につけることの重要性について、「第2部第3章第3節歯科保健対策」記載しました。</u></p>

13

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

14

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【未病を改善する取組の推進】 エ.高齢者の未病対策に、以下の記載をお願いしたい。 <現状・課題> ○<u>オーラルフレイルは未病改善の3つの取組の一つである食(栄養・オーラルフレイル)に明記されており、対策としては不可欠です。オーラルフレイルの概念図第三期では口腔機能低下症を示しており、重症化すると低栄養、サルコペニア、フレイル重症化となり、最終的には第四期の食べる機能障害、要介護となり不可逆となってしまいます。</u> <施策の方向性> ○<u>オーラルフレイル対策は未病改善の3つの取組の一つである食(栄養・オーラルフレイル)に含まれ、重症化すると低栄養、サルコペニア、フレイル重症化となり、最終的には第四期の食べる機能障害、要介護となり不可逆となってしまうため、可逆性のある第三期前の対策が重要となります。</u></p>	<p>A</p>	<p><u>ご意見については、未病を改善する取組の推進にオーラルフレイル対策について記載しました</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">⇒ 別冊P85</div>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>15</p> <p>【未病を改善する取組の推進】 (2)未病改善の取組を支える環境づくり イ.職域における未病改善を進める環境づくり「CHO構想」</p> <p><現状と課題> 追加をお願いしたい。</p> <p>○<u>歯科健診は歯科医療費の削減に寄与し、何よりも社員の歯及び口腔の健康増進に効果的です。また、国の施策である国民皆健診が進められ、働き世代の歯科健診の受診率を一層上げていく必要があります。</u></p>	B	<p>全ての県民が、生涯にわたり切れ目なく歯科検診を受診し、歯科保健指導を受ける機会を持つことの重要性を普及啓発することについては、「<u>第2部第3章第3節歯科保健対策</u>」に記載しています。</p> <p>⇒ 別冊P90・91</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

16

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【未病を改善する取組の推進】 ＜現状と課題＞ (3)未病を見える化する取組に、以下の記載をお願いしたい。</p> <p>○未病改善にオーラルフレイルの改善は不可欠です。そこで「<u>マイME-BYOカルテ</u>」の中に「<u>オーラルフレイルのスクリーニング問診票</u>」を入れ、ハイリスクの方は歯科受診勧奨をし、アプリの中にパタカカウンターまたはサンスターの毎日パタカラのような<u>アプリの機能も導入</u>し、オーラルディアドコキネシスやRSSTによる自己チェックをすることができ、さらに、オーラルフレイル予防改善として、健口体操(グー・パー・ぐるぐる・ごっくん・べー)のを動画を見れる機能を入れます。これら機能を入れることで、「マイME-BYOカルテ」を県民に広めると同時に幅広い年齢層にオーラルフレイルの啓発もすることができます。歯周疾患健診や電子母子手帳とのリンクができることから、妊産婦歯科検診や乳幼児歯科健診の情報などもお知らせする機能があると便利です。また、将来的に噛むミング30がモニタリングできる機能が開発されると、口腔機能の獲得・維持・向上の観点で非常に有用です。</p>	<p>C</p>	<p>歯科保健施策におけるICTの活用については、DXを推進している中、重要な課題と認識しています。御提案の内容も含め、今後、検討してまいります。</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>17</p> <p>【未病を改善する取組の推進】 (2)未病改善の取組を支える環境づくり ア. 地域における未病改善を進める環境づくりに、以下の記載をお願いしたい。 ○食(栄養・オーラルフレイル)や運動 ○特定健康診査データ等(NDB:ナショナルデータベース;レセプト情報・特定健診等情報データベース)</p>	B	<p>データを収集する先としては、NDBやレセプト情報・特定健診等情報データベース等になることが考えられますが、参照箇所には、数値の出典として括弧書きで「NDBオープンデータ(令和元年)」と表現しています。いただいたご意見は<u>今後の参考とさせていただきます。</u></p> <p>⇒ 別冊P87</p>
<p>18</p> <p>【未病を改善する取組の推進】 エ 高齢者の未病対策に、以下の記載をお願いしたい。 ○フレイルの前駆症状である<u>オーラルフレイルの予防として多職種連携による食支援を推進する。</u></p>	B	<p>関係機関及び関係団体と連携し、口腔機能を維持・向上することにより未病を改善し、要介護状態とならないよう、オーラルフレイル対策に関する普及啓発を行うことなどについて、「第2部第3章第3節 <u>歯科保健対策</u>」において記載しています。</p> <p>⇒ 別冊P92</p>
<p>19</p> <p>【未病を改善する取組の推進】 ○国の方針である<u>小児の口腔機能発達不全症</u>に対する記述がない</p>	B	<p>子どもの頃における口腔機能の発達についての普及啓発の必要性と口腔機能の獲得・維持・向上について、「第2部第3章第3節 <u>歯科保健対策</u>」に記載しています。</p> <p>⇒ 別冊P91</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p data-bbox="165 342 496 392">【歯科保健対策】</p> <p data-bbox="165 399 445 449">歯科保健対策</p> <p data-bbox="165 456 1172 506">(3)障がい児者、要介護者の歯と口腔の健康づくり</p> <p data-bbox="165 571 1248 899">障害者や要介護者は口腔の疾患を抱えると治療が困難であることから、障害者二次診療所や地域歯科医師会と連携し早期の治療と定期的な管理が必要である。<u>在宅における口腔ケアも重要であるため、在宅歯科医療連携室</u>を利用し、<u>要介護者の口腔の健康維持を進めていく。</u></p> <p data-bbox="165 913 1235 1071"><u>在宅歯科医療連携室の活用で、人材の育成、研修を実施し、医科介護との連携を促進し、退院時等切れ目の無い在宅歯科医療提供体制を構築する</u></p> <p data-bbox="165 1085 1223 1185">また<u>医療的ケア児への対応</u>を地域連携室と歯科医師会と協力し促進する。</p>	<p data-bbox="1324 742 1363 785">A</p>	<p data-bbox="1439 542 2458 699">障害者や要介護者の口腔の健康維持については、「第2部第7章第4節<u>歯科医療機関の役割</u>」における、施策の方向性に位置付けています。</p> <p data-bbox="1439 714 2458 871">また、在宅歯科医療連携室による人材育成等のご意見については、「第2部第4章第1節<u>在宅医療</u>」において整理させていただきます。</p> <p data-bbox="1439 885 2458 985">なお、医療的ケア児への対応については、今後、県歯科医師会と適宜検討していきます。</p> <div data-bbox="1956 1075 2379 1163" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p data-bbox="2007 1099 2331 1142">⇒ 別冊P93・100</p> </div>

20

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>21</p> <p>【歯科保健対策】 (2)口腔機能の獲得・維持・向上 <u>小児の口腔機能発達不全症</u>に対する施策、<u>低フォスファターゼ症</u>に対する早期脱落に関する知識の普及、<u>食育</u>による口腔機能の発育を促す施策の普及。</p> <p>(3)障がい児者および要介護者の歯と口腔の健康づくり <u>障害者歯科医療に関する、障害者歯科二次医療機関の周知と質の向上、一次医療機関の育成</u>を県歯科医師会と連携し推進する。</p> <p>○医科歯科連携の促進 糖尿病医科歯科連携、がん等周術期医科歯科連携を県および地域歯科医師会と調整し促進する ○災害時における歯および口腔の健康 <u>災害時における避難所における口腔ケア、応急的歯科医療、また多数遺体の歯型による鑑別訓練の推進</u>を県および地域歯科医師会、衛生士会と連携し人材育成を行う。</p>	<p>C</p>	<p>小児の口腔機能の発達等については、市町村の乳幼児歯科健診等で、従事する歯科専門職や保健師、栄養士等が情報提供及び情報共有に積極的に関わることができる体制を強化すること等より、推進してまいります。</p> <p>障害者歯科医療に関するご意見については、「第2部第4章第3節障がい者対策」の施策の方向性に位置付けています。 ⇒ 別冊P110・111</p> <p>糖尿病・がんとの医科歯科連携については、それぞれの分野に記載しました。 ⇒ 別冊P30・62</p> <p>なお、多数遺体の歯型による鑑別訓練の推進と地域歯科医師会、衛生士会と連携しての人材育成については、<u>県が設置する「死因究明等推進協議会」にて協議</u>を行っておりますので、いただいたご意見を参考にして、引き続き取り組んでいきます。</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

22

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【歯科保健対策】 2. 施策の方向性 (1) 歯及び口腔疾患対策</p> <p>[原案] ○フッ化物洗口、フッ化物配合歯みがき剤の使用や、歯と歯肉の観察、歯間部清掃用具を使用する習慣等のセルフケアの実践に向けて、関係機関及び関係団体との連携し正しい知識の普及啓発を行います。</p> <p>[意見(修正案)] ○フッ化物洗口、フッ化物配合歯みがき剤の使用や、歯と歯肉の観察、歯間部清掃用具を使用する習慣等のセルフケアの実践に向けて、関係機関及び関係団体との連携し正しい知識の普及啓発を行うとともに、<u>必要な支援を行います。</u></p>	<p>B</p>	<p>市町村等に対する専門的な情報提供や歯科保健に携わる専門職の人材育成等を通じて、フッ化物洗口等のフッ化物応用も含めた、<u>むし歯対策の支援を行う旨を計画に記載しています。</u></p> <div data-bbox="2058 939 2402 1029" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">⇒ 別冊P91</div>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

23

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【歯科保健対策】 2施策の方向性(1)歯及び口腔疾患対策 [原案] 全ての県民が、定期的に歯科検診を受診できるよう、定期的に歯科検診を受けることの重要性や、かかりつけ歯科医をもつことの意義について普及啓発を行います。</p> <p>[意見(修正案)] 全ての県民が、定期的に歯科検診を受診できるよう、定期的に歯科検診を受けることの重要性や、かかりつけ歯科医をもつことの意義について普及啓発<u>とともに</u><u>歯科健診の実施</u>を行います。</p>	B	<p>定期的に<u>歯科検診を受けることの重要性</u>や、かかりつけ歯科医をもつことの意義について<u>普及啓発</u>するとともに、市町村等に対する専門的な情報提供や歯科保健に携わる専門職の人材育成等を通じて、<u>市町村が実施する歯科検診の支援</u>を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P90・91</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

	区 分	県の回答案
<p>24</p> <p>【歯科保健対策】1(2) [原案] 高齢期では、オーラルフレイル対策を含む口腔機能の維持・向上が、むせや誤嚥、窒息などを防ぎ、おいしく楽しい食事や会話につながることに<u>ついて普及啓発が必要です。</u></p> <p>[意見(修正案)] 高齢期では、<u>フレイルの前駆症状であるオーラルフレイル対策を含む口腔機能の維持・向上が、むせや誤嚥、窒息などを防ぎ、おいしく楽しい食事や会話につながることに</u>ついて普及啓発が必要です。</p>	B	<p>オーラルフレイル対策を含む口腔機能の維持・向上については、関係機関及び関係団体と連携し、口腔機能を維持・向上することにより未病を改善し、要介護状態とならないよう、引き続き<u>オーラルフレイル対策に必要な情報の普及啓発を行う旨記載</u>しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">⇒ 別冊P92</div>
<p>25</p> <p>【在宅医療】 地域包括と施設における<u>歯科口腔機能管理の一体的な流れと県歯科医療地域連携室の連携強化、医療的ケア児への対応</u>の記述が少ない。</p>	A	<p><u>歯科医療地域連携室の推進</u>については計画に記載させていただきました。なお、<u>医療的ケア児</u>については、「第1章第5節小児医療」及び「第4章第3節障がい者対策」にて整理しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">⇒ 別冊P100</div>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

	区 分	県の回答案
<p>26</p> <p>【在宅医療】(2)在宅医療提供体制の充実 県は県歯科医師会が統括する在宅歯科医療連携室と協力し、人材の育成を含めた研修、多職種との連携、在宅歯科医療の推進を図る。</p>	A	<p>いただいたご意見を参考に、計画に反映しました。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P100</p>
<p>27</p> <p>【在宅医療】(2)在宅医療提供体制の充実 [原案] ○ 県は、在宅医療の受け皿拡大に向け、在宅医療の提供に必要な設備整備等に対する支援を行うとともに、在宅歯科医療の受け皿拡大に向け、地域における訪問歯科診療の拡大に向けた取組を推進します。 [意見(修正案)] ○ 県は、在宅医療の受け皿拡大に向け、在宅医療の提供に必要な設備整備等に対する支援を行うとともに、在宅歯科医療の受け皿拡大に向け、地域における訪問歯科診療の拡大に向けた取組を推進します。 <u>在宅療養高齢者が必要な口腔ケア・歯科治療を受ける機会を増やすための取組みを推進します。</u></p>	A	<p>いただいたご意見を参考に、計画に反映しました。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P100</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【高齢者対策】第2節 高齢者対策 1(4)未病改善と健康づくりの推進 [原案] ○高齢者が健康で生き生きとした生活を送るためには、食事や運動などの生活習慣の改善など生活習慣の改善に取り組むことが大切です。また、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の防止を図っていくことが重要です。</p> <p>[意見(修正案)] ○高齢者が健康で生き生きとした生活を送るためには、食事や運動などの生活習慣の改善など生活習慣の改善に取り組むことが大切です。<u>さらに、十分な栄養摂取には口腔機能は重要であり、オーラルフレイルに対する取組(オーラルフレイル認知度の増加、健口かながわ5か条(健口体操、噛ミング30)の普及啓発、オーラルフレイル改善プログラムの地域定着、オーラルフレイル健口推進員の養成)も重要です。</u>また、生活機能の低下やフレイルの重度化が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の防止を図っていくことが重要です。</p>	<p>B</p>	<p>「第2部第3章第3節歯科保健対策」において、「健口体操」などのオーラルフレイル対策の普及啓発やオーラルフレイル改善プログラムの定着など口腔機能の獲得・維持・向上について記載しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;">⇒ 別冊P92</div>

28

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

	区 分	県の回答案
<p>29</p> <p>【高齢者対策】 追加 1(4)未病改善と健康づくりの推進 ○<u>高齢期</u>になると歯周病の悪化により歯肉が下がり、歯根が露出することで、歯根がむし歯になることが問題になっており、歯の喪失のリスクが大きくなり、それにともない、<u>オーラルフレイル、フレイルの悪化のリスクが大きくなります。</u> 2(3)未病の改善と健康づくりの推進 ○<u>高齢期</u>になると歯周病の悪化により歯肉が下がり、歯根が露出することで、歯根がむし歯になることが問題になっているため、高齢者のフッ化物応用(フッ化物洗口等)を推進することで、歯の喪失のリスクを減少させ、それにともない、<u>オーラルフレイル、フレイルの悪化を防ぎます。</u>特にフッ化物洗口は、うがいすることにより、口腔機能の維持・向上にも効果的なので普及啓発をします。</p>	B	<p>高齢期も含め、フッ化物洗口をはじめとする、フッ化物応用について、むし歯を防ぐ効果やその利用方法について周知する旨、「<u>第2部第3章第3節歯科保健対策</u>」に記載をしています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;">⇒ 別冊P91</div>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

30

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【障がい者対策】追加を希望する。</p> <p>1. 現状と課題(6)障がい者 ○障がい者は自分で歯ぶらしなどのセルフコントロールが困難な場合があり、<u>むし歯になるリスク</u>が大きく、さらに歯の喪失のリスクが大きくなり、それにともない、<u>オーラルフレイル、フレイルの悪化のリスク</u>が大きくなります。</p> <p>2. 施策の方向性 ○障がい者は自分で歯ぶらしなどのセルフコントロールが困難な場合があり、<u>むし歯になるリスク</u>が大きく、それを予防するにはフッ化物応用が効果的であり、<u>普及啓発</u>していきます。特に特別支援学校等の児童・生徒に対する集団的フッ化物洗口は効果的で、実施しようとする施設の支援をしていきます。</p>	<p>B</p>	<p>障がい児者や要介護者は、自身の口腔衛生管理が困難な場合もあることから、歯科疾患対策、口腔ケア、口腔機能の発達・維持・向上のため口腔管理や歯科検診を受ける機会の提供について、各機関・関係機関が連携した支援を行うことについて「<u>第2部第3章第3節歯科保健対策</u>」に記載を行っております。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;">⇒ 別冊P92</div>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

	区 分	県の回答案
<p>31</p> <p>【母子保健対策】 (6) 妊婦及び乳幼児における口腔の健康管理 県や各市町村は、<u>妊婦を対象とした、かかりつけ歯科医での歯科検診と歯科保健指導を行うこと</u>よりセルフケア技術や知識の普及を図ります。</p>	C	<p>かかりつけ歯科医を持つことについては普及啓発に取り組みますが、妊婦及び乳幼児における<u>歯科検診と歯科保健指導は集団健診等でも実施しているため、ご意見については今後の取組の参考とさせていただきます。</u></p> <p>⇒ 別冊P117・127</p>
<p>32</p> <p>【母子保健対策】 (5) 医療的ケア児の最後に 母体は高齢出産する割合は増加していることから、<u>歯周病を罹患していると早産、低体重児に大きな影響を及ぼすとされている事から、妊婦歯科健診による歯周病の検診が必要である。地域行政と連携し、知識の普及をはかる。</u> (6) <u>乳幼児の乳歯の早期脱落を早期に発見する事で、低フォスファターゼ症を発見でき、早期に治療できる</u>と言われている。<u>市町村の乳幼児検診にて普及を促進させる。</u>また、<u>口腔機能発達不全症が増加しており、その健診と早期治療に対する普及啓発を促進する。</u></p>	B	<p>早産、低出生体重児の出生のリスクについては、<u>妊婦健康診査で評価を行いますので計画に位置づけませんが、歯周病に関して妊婦を対象とした歯科検診と歯科保健指導で引き続き予防に取り組みます。</u></p> <p>低フォスファターゼ症については、<u>計画に記載のとおり乳幼児健診で体制整備を行い、普及啓発を促進します。</u></p> <p>⇒ 別冊P115・116・117</p>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>33</p> <p>【母子保健対策】 <現状と課題> (6)乳幼児の障がい・疾病の発生予防・早期発見と健康管理に追加 ○<u>低フォスファターゼ症</u>(指定難病172)の早期発見の一つとして乳歯の早期脱落で、歯根吸収がほとんどなく、外傷などの既往がなく、歯根のままで脱落することが特徴です。乳幼児歯科健診等で発見が可能となります。</p> <p><施策の方向性> (5)乳幼児の障がい・疾病の発生予防のための検査体制の整備に追加 ○<u>低フォスファターゼ症</u>(指定難病172)の早期発見の目的として、乳幼児歯科健診等で発見ができるように推進します。</p>	B	<p>低フォスファターゼ症については、計画に記載のとおり<u>乳幼児健診で体制整備を行い、普及啓発を促進します。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">⇒ 別冊P116・117</div>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

34

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【母子保健対策】 <現状と課題> (6) 妊産婦及び乳幼児における口腔の健康管理</p> <p>[原案] ○妊産婦については、ホルモンバランスの変化、嗜好の変化等によって、むし歯や歯周病が進行しやすいため、口腔清掃がより重要です。</p> <p>[意見(修正案)] ○妊産婦については、ホルモンバランスの変化、嗜好の変化等によって、むし歯や歯周病が進行しやすく、<u>また歯周病は低出生体重児のリスクを増大させるため、セルフケアとプロフェッショナルケアが重要です。</u></p>	<p>B</p>	<p>早産、低出生体重児の出生のリスクについては、妊婦健康診査で評価を行いますので計画に位置づけませんが、歯周病に関しては計画に記載のとおり妊婦を対象とした歯科検診と歯科保健指導で引き続き予防に取り組みます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;"> ⇒ 別冊P116・117 </div>

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【母子保健対策】</p> <p><現状と課題>に追加 (8)児童虐待予防 ○妊産婦歯科検診を通じて口腔衛生状態が悪ければ、<u>生活習慣の乱れを把握</u>でき、見守りをしつつ、行政サービスにつなげることができます。</p> <p><施策の方向性>に追加 (7)児童虐待予防 ○妊産婦歯科検診を通じて口腔衛生状態が悪ければ、<u>生活習慣の乱れを把握</u>でき、<u>歯科保健指導</u>をしつつ見守りができ、<u>心身のストレスの状態</u>により行政サービスにつなげることができます。</p>	A	<p>児童虐待予防の観点からは、歯科検診のみならず妊産婦健康診査、乳幼児健康診査全般において重要ですので、<u>ご意見については計画に一部反映しました。</u></p> <div data-bbox="2040 963 2448 1053" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">⇒ 別冊P115</div>

35

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【歯科医師、薬剤師、その他の医療・介護従事者】 [原案] (1) 歯科医師 県は、在宅歯科医療地域連携室を設置し、医科や介護との連携の相談、在宅歯科医療に係る研修等を行うなど、地域の在宅歯科医療を担う歯科医師を支援します。</p> <p>[意見(修正案)] (1) 歯科医師 県は、在宅歯科医療地域連携室を充実し、医科や介護との連携の相談、在宅歯科医療に係る研修等を行うなど、地域の在宅歯科医療を担う歯科医師を支援します。</p>	<p>C</p>	<p>在宅歯科医療地域連携室の増設については、既設置の26か所の効果検証も行いながら検討する必要があります。<u>いただいたご意見は今後の施策運営の参考とさせていただきます。</u></p>

36

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>37</p> <p>【歯科医療機関の役割】 <施策の方向性> (2) 在宅歯科医療における役割に追記 <u>在宅歯科医療連携室と連携し、在宅歯科医療機関の増加、人材の育成により県民の相談等に対応する。</u> <u>災害時には避難所における歯科医療、口腔ケアにより災害関連死を抑制に関与し、また多数の遺体に対する個体識別に協力する。</u></p>	A	<p>在宅歯科医療連携室に関するご意見については、「<u>第2部第4章第1節の在宅医療</u>」において整理させていただきます。 なお、多数の遺体に対する個体識別の協力については、いただいたご意見を参考に、県が設置する「<u>死因究明等推進協議会</u>」で協議することを検討します。</p>
<p>38</p> <p>【歯科医療機関の役割】 <施策の方向性> [原案] 県は、市町村、関係団体及び機関と共に、医科や介護と連携した多職種による口腔ケアを含む在宅歯科医療支援ネットワークの整備や、関係職種における口腔ケア及び摂食・嚥下リハビリテーションを推進します。 [意見(修正案)] 県は、市町村、関係団体及び機関と共に、医科や介護と連携した多職種による口腔ケアを含む<u>在宅歯科医療地域連携室</u>をはじめとする在宅歯科医療支援ネットワークの整備や、関係職種における口腔ケア及び摂食・嚥下リハビリテーションを推進します。</p>	C	<p style="text-align: right;">⇒ 別冊P100</p> <p>在宅歯科医療地域連携室の増設については、既設置の26か所の効果検証も行いながら検討する必要があります。いただいたご意見は<u>今後の施策運営の参考とさせていただきます。</u></p>

Ka

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

いただいた意見	区分	県の回答案
<p>【歯科医療機関の役割】 <施策の方向性></p> <p>[原案] 県は、在宅歯科医療の需要の増加に対応するため、在宅歯科医療を担う歯科医療従事者を十分確保する必要があることから、在宅歯科医療を担う歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の人材育成を行います。</p> <p>[意見(修正案)] 県は、在宅歯科医療の需要の増加に対応するため、在宅歯科医療を担う歯科医療従事者を十分確保する必要があることから、在宅歯科医療を担う歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の人材育成を行い、<u>人材確保を推進します。</u></p>	A	<p>いただいたご意見を踏まえ、計画に反映しました。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 別冊P127</p>

39

イ 令和5年12月11日実施の意見照会の結果／反映状況

	区分	県の回答案
<p>40</p> <p>【認知症対策】 1. 現状・課題(2)認知症未病対策に追加してほしい。</p> <p>○<u>歯の本数と認知症は関連があることから、歯の喪失防止と8020運動(80歳で20本の歯を保つことを目標とする)を推進する必要があります。</u></p>	C	<p>歯がほとんどなく義歯(入れ歯)を使用していない人は、20本以上歯を有する人と比較して、認知症発症リスクが高くなるという報告がありますが、<u>義歯(入れ歯)を使用する人は認知症の発症リスクに差がなかったとされています。80歳で20本の歯を保つことを目標とする「8020運動」を推進するとともに、定期的な歯科検診などの機会をとらえて適切な歯科受診についても普及啓発してまいります。</u></p>
<p>41</p> <p>【認知症対策】 2. 施策の方向性(2)認知症未病の充実に追加してほしい。</p> <p>○<u>歯の本数と認知症は関連があることから、歯の喪失防止をするために、多くの県民が80歳で20本の歯を保つことを目標とする「8020運動」を推進し、歯の喪失の原因となるむし歯、歯周病対策に取り組みます。</u></p>	C	<p>歯がほとんどなく義歯(入れ歯)を使用していない人は、20本以上歯を有する人と比較して、認知症発症リスクが高くなるという報告がありますが、<u>義歯(入れ歯)を使用する人は認知症の発症リスクに差がなかったとされています。80歳で20本の歯を保つことを目標とする「8020運動」を推進するとともに、定期的な歯科検診などの機会をとらえて適切な歯科受診についても普及啓発してまいります。</u></p>

**いただいたご意見等を踏まえて整理した第8次計画（案）は、
「別冊」のとおり。**

以上です。